

答 申 第 2 1 7 号  
平成 29 年 9 月 26 日

岐阜市長 細 江 茂 光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 萩 原 聡



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成29年9月8日付け岐阜市民市第406号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

#### (1) 事案の概要

岐阜市では、中心市街地のにぎわいを取り戻し、魅力あるまちづくりを進めるため、様々な事業を進めている。その事業の一つである市街地再開発事業の効率的な執行及び当該事業の透明性の確保のため、事業が完了した問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業及び柳ヶ瀬通北地区第一種市街地再開発事業の事後評価を行う予定である。

当該事後評価の一環として、「岐阜スカイウイング 37（問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業）、オアシス柳ヶ瀬ビル（柳ヶ瀬通北地区第一種市街地再開発事業）の事後評価に関するアンケート」を実施する。

そのため、調査対象者の抽出及び郵送用封筒に貼付するタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

#### (2) 調査対象者

満20歳以上の市内在住者を対象とし、住民基本台帳から中心市街地活性化区域内の在住者600人、その他の区域の在住者400人の計1,000人を無作為で抽出する。

#### (3) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

### 2 意見

適当なものとする。